指導及び監査の概要

豊　中　市		事　業　者
集団指導 豊中市ホームページに掲載した資料と動画の配信等の講習方法により、事業運営上の留意事項等について周知を行います。	実施通知 集団指導 受　講	**集団指導対象事業者** 毎年度の４月１日現在指定を受けているすべてのサービス事業者等を対象とします。
運営指導 ・　運営状況及び介護報酬の算定等について、関係書類の確認及び管理者等に対するヒアリングを事業所等において行います。 ・　改善を要する事項及び介護報酬について適切でない請求が行われている事項等が確認された場合は、指導を行います。 （必要時には過誤調整により是正） ・　改善期限日までに改善報告が行われない場合あるいは改善内容が不十分な場合は、再指導を行います。	実施通知 運営指導 改善報告 再指導 （改善終了まで）	**運営指導対象事業者** 【一般指導（市が単独で行う）】 すべての介護保険施設等に計画的に、必要に応じて実施します。 【随時指導（市が単独で行う）】 次のいずれかに該当し、特に緊急性の高いものを優先して適宜実施します。 ○　高齢者虐待との関連が疑われる ○　その他日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある 【合同指導（市が大阪府等と合同で行う）】 複数の市町村で指定を受けている事業者等のうち特に合同で指導を行う必要があると認められるときに適宜実施します。
監　査 ・　監査事案について、関係書類の確認及びヒアリングを行います。 ・　指定基準違反等が認められた場合には、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告します。 ・　正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、期限内にその勧告に係る措置をとるべきことを命令します。 ・　期限を経過し、なお相当期間を経た後も命令に違反する等、命令にかかる措置が改善されない場合は、指定取消し等の処分対象となります。 ◎　監査の結果、不正の事実が確認された場合には、聴聞又は弁明の機会の付与を経て行政処分を行います。	実施通知 監　査 改善勧告 改善命令 改善報告 行政処分 （指定取消し等）	【監査を実施】 ○　指定取消し等の事由に該当する行為がなされたかあるいは疑われる場合 ○　明らかに不正若しくは著しい不当等が疑われる場合 ○　度重なる指導を行っても改善が行われない場合 **監査対象事業者** ・　利用者に対する虐待（人格尊重義務違反） ・　指定基準等における重大な違反 ・　サービス内容に不正又は著しい不当 ・　介護報酬の請求に不正又は著しい不当 等に該当する行為がなされたかあるいは疑われる事業者等を対象とします。 行政上の措置 指定取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止 経済上の措置 不正受給した介護報酬の返還及び加算金の徴収